

Weekly Report

第228号
平成25年8月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

防災対策を再確認し、災害に備える

9月1日は「防災の日」です(8月30日～9月5日は「防災週間」)。

◆被害を最小限にするためにも事前に備える

今年も豪雨により大きな被害が相次いでいます。災害による被害をできるだけ少なくするためにも防災対策について再確認しましょう。

事前の備えとして、*棚や家具などの転倒防止、*窓ガラスなどに飛散防止フィルムを貼る、*食料や飲料水など非常用品の準備、*避難経路や避難場所の確認、*安否確認の方法、(災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などの利用)、*応急手当や消火器の使い方を身につける、などがあります。

なお、8月30日から「警報」の発表基準をはるかに超える大災害の危険性が著しく高まっている場合に最大限の警戒を呼び掛けるため、新たに「特別警報」が発表されます。

◆災害に関する税務上の取り扱いQ&A

Q. 商品や店舗などが被災により減失・損壊した場合は？

A. その損失額が損金となります。また、損壊した資産の取壊しや土砂などを除去するための費用も損金となります。

Q. 被災した固定資産を修理した場合は？

A. 被災資産の現状を回復するための費用は修繕費として損金となります。また、被災前の状態を維持するための補強工事などの費用についても修繕費として認められています。

Q. 個人が住宅や家財などに損害を受けた場合は？

A. 「雑損控除(所得控除)」と「災害減免法(税額控除)」のどちらか有利な法を選択摘要できます。

NISA口座を開設する際の留意点

来年1月から開始されるNISA(少額投資非課税制度)について、銀行や証券会社など多くの金融機関が専用口座の開設キャンペーンを行っており、競争が過熱しています。口座を開設する際は、以下の点などに留意しましょう。

*1人1口座に限られ、複数の金融機関に開設することはできません。

*口座開設後、4年間は他の金融機関に変更・開設することはできません。

*金融機関によって投資できる商品が異なります。

*新たな資金で購入する必要があり、既に保有している株式等に移すことはできません。

*特定口座や一般口座との損益通算はできません。

代表者印・銀行印の管理と取り扱いは慎重に

代表者印(丸印)は代表者が法務局に届け出た印鑑で最も大切な会社の実印、銀行印は銀行取引のための印鑑で、預金の引出しのほか、手形や小切手の振出しに使用します。

代表者印は印鑑カードや不動産権利書と、銀行印は預金通帳や小切手帳とは別々に保管し、印鑑は社長が保管することが望まれます。

印鑑を盗難や紛失したときは、すぐ法務局や取引銀行に届け出て無効にします。戻った場合には再使用せず改印したほうが悪用されず安全です。